

○山口市老人憩の家設置及び管理条例施行規則

平成17年10月1日

規則第79号

(趣旨)

第1条 この規則は、山口市老人憩の家設置及び管理条例(平成17年山口市条例第109号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(宿泊の申込み及び許可)

第2条 潮寿荘に宿泊しようとする者は、老人憩の家潮寿荘宿泊申込書(様式第1号)又は口頭により宿泊日の7日前までに申込みをし、指定管理者の許可を受けなければならない。

(宿泊の申込みの取消し又は変更)

第3条 潮寿荘の宿泊申込者は、その申込みを取り消し、又は変更しようとするときは、宿泊日の3日前までに、指定管理者にその旨を届け出なければならない。

(利用料金の減免)

第4条 条例第14条の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、老人憩の家利用料金・宿泊料金減免申請書(様式第2号)を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長において特に減免措置を講じた場合は、この限りでない。

(利用料金の還付)

第5条 条例第15条ただし書の規定により既納の利用料金を還付することができる場合は、次に定めるところによる。

- (1) 第3条の規定により、宿泊を取り消したとき。
- (2) 憩の家の管理上の都合により利用の許可を取り消したとき。

2 前項により還付する額は、全額とする。

(禁止行為)

第6条 利用者は、指定管理者の指示に従うとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する行為をすること。
- (2) 酒気を帯びて入浴すること。
- (3) 建物又は附属設備を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (4) 危険物を持ち込み、又は使用すること。
- (5) 他人に迷惑を及ぼす行為をすること。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の山口市老人憩の家条例施行規則(昭和49年山口市規則第10号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第2条関係)

様式第1号(第2条関係)

老人憩の家潮寿荘宿泊申込書							
年 月 日							
申込者	住所			氏名	(歳)		
	連絡先	電話	局 番	職業			
宿泊期間	自 至	年 年	月 月	日から 日まで	(泊)		
宿泊者	住 所	氏 名	年齢	職業	性 別	連 絡 先	
					男・女	電話	
					男・女	電話	
					男・女	電話	
					男・女	電話	
					男・女	電話	
					男・女	電話	
					男・女	電話	
					男・女	電話	
					男・女	電話	
					男・女	電話	
	名						
上記のとおり宿泊の申込をいたします。 宿泊に当たっては、山口市老人憩の家潮寿荘に関する諸規程を遵守いたします。							

- (注)1 宿泊日の7日前までに潮寿荘(山口市秋徳二島438―1)へ提出してください。
- 2 引き続いての宿泊は、2泊を限度とします。
- 3 満室の場合は、お断りすることがあります。
- 4 宿泊申込みを取り消し、又は変更しようとするときは、宿泊日の3日前までに届け出てください。

受付年月日	利用室名	宿 泊 料 金		
		宿泊料金	冷暖房料金	計
年 月 日				

様式第2号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

老人憩の家

利用料金
宿泊料金

減免申請書

年 月 日

(あて先)山口市老人憩の家指定管理者

住 所

申請者

氏 名

下記の理由により老人憩の家 荘の 利用料金 宿泊料金の減免を申請します。

記

1 利用 日時

年 月 日 時 分から

宿泊 年 月 日 時 分まで

2 利用 人員

宿泊 人

3 利用 室名

宿泊

4 利用 料金

宿泊 円

5 理 由

老人憩の家

利用料金
宿泊料金

減免決定通知書

年 月 日

申請者 様

山口市老人憩の家指定管理者 印

下記のとおり老人憩の家 荘の 利用料金 宿泊料金を減免する。

記

1 利用 日時

年 月 日 時 分から

宿泊 年 月 日 時 分まで

2 利用 人員

宿泊 人

3 利用 室名

宿泊

4 減免 利用 料金

宿泊 円